

社会福祉法人 鯖江市社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鯖江市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第32条に定める会員について規定するものとする。

(会員)

第2条 会員は社会福祉に関心を持ち、法人の趣旨に賛同して入会したものとし、次のとおりとする。

- (1) 普通会员
- (2) 特別会員
- (3) 賛助会員
- (4) 特別賛助会員

2 普通会员とは、世帯単位で入会したものとする。

3 特別会員とは、普通会员のうち、一定以上の会費を納入し、法人の活動を支援するものとする。

4 賛助会員、特別賛助会員とは、一定以上の会費を納入し、法人の活動を支援するものとする。

(会費)

第3条 会員は会費を納入するものとする。

2 会費は年額とし、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|-----|---------|
| (1) 普通会员 | 1世帯 | 500円 |
| (2) 特別会員 | 1口 | 2,000円 |
| (3) 賛助会員 | 1口 | 3,000円 |
| (4) 特別賛助会員 | 1口 | 10,000円 |

(会費の納入)

第4条 会費は一時納入とし、毎年年度末までに徴収するものとする。

2 すでに納入した会費は、過誤納の場合のほか、返還しないものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、会員に関する必要な事項がある場合は、会長がこれを定める。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する

この規程は、平成29年4月1日から施行する